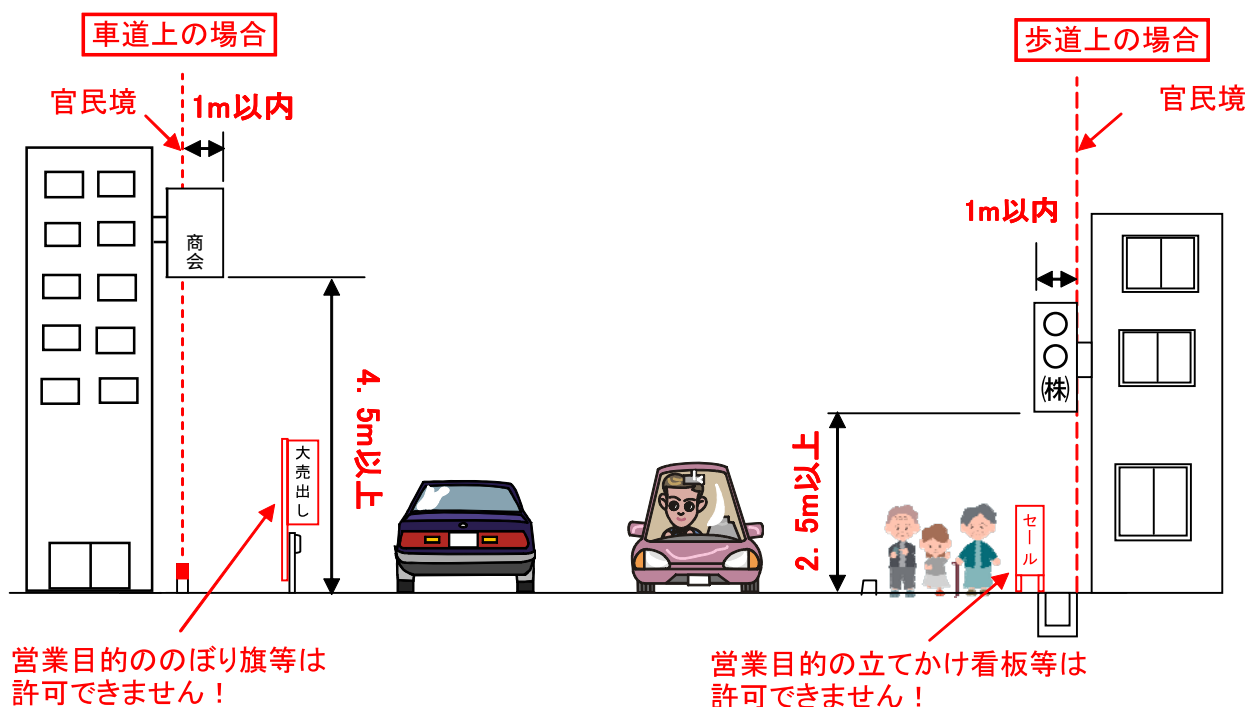


# 道路に看板などを設置するには許可が必要です

道路を使用するには、一定のルール(道路法)があります。皆さんも生活している中で他人の土地を使用する場合、契約を交わしたり、承諾をもらったりして使っているのと同じように、道路(地上、地下を含む)を使おうとする時は、あらかじめ道路管理者の許可を受ける必要があります。申請手続きについては、事前に担当者までお問い合わせしていただく審査手続きをスムーズに進められます。

※許可を受けられる看板等には基準がありますので、まずは下図を参考にお確かめください。また、許可を受けた看板等は、面積に応じて料金(占用料)をお支払い頂きます。詳しくは、古川国道維持出張所までお問い合わせ下さい。

なお、許可を受けないで看板等を設置されている場合は、早めに移動又は撤去して下さい。



※国道に設置されている電柱・電線・上下水道・ガス管も占用許可を必ず受けています。

## 【解説】

道路は一般交通の用に供される公共の施設です。そのため、道路敷地では私権(営業の為の行為など)を行使することができません。(道路法第4条)

また、車道や歩道上に物(広告看板、商品など)を放置することも禁止されています。(道路法第43条)

## 問い合わせ先

仙台河川国道事務所  
古川国道維持出張所 占用担当  
TEL 0229-22-1421  
FAX 0229-22-6905

※担当区域

・国道4号 大崎市三本木～栗原市金成  
・国道108号 涌谷町～美里町～大崎市古川